

## 平成28年度特定保健用食品許可状況

消費者庁における特定保健用食品の保健の用途等の審査及び表示の許可等に要する標準的事務処理期間(平成27年12月24日改定、平成28年1月1日から運用開始)

特定保健用食品の保健の用途等の審査及び表示の許可等に要する標準的事務処理期間は、許可等申請書及び審査申請書が受理された日から5か月とする。ただし、本期間に提出された書類、添付資料等に不備があり、これを申請者が修正するのに要する期間並びに消費者委員会及び食品安全委員会における審査の期間は含まないものとする。

なお、特定保健用食品(規格基準型)にあつては、標準的事務処理期間は、許可等申請書及び審査申請書が受理された日から2か月とする。

平成28年1月1日以降に申請書を受理し、平成29年3月31日までに表示の許可をした特定保健用食品の平均事務処理期間： 約115日

商品名	申請者	受理日	許可日	区分	許可番号
伊右衛門 特茶350	サントリー食品インターナショナル株式会社	H28.2.2	H28.12.14	特保	1689
ヘルシア 果実のひととき グレープ	花王株式会社	H28.5.13	H29.1.23	特保	1694
ヘルシア 果実のひととき オレンジ	花王株式会社	H28.5.13	H29.1.23	特保	1695

## 平成28年度特定保健用食品許可状況

平成28年1月1日以降に申請書を受理し、平成29年3月31日までに表示の許可をした特定保健用食品(規格基準型)の平均事務処理期間: 約39日

商品名	申請者	受理日	許可日	区分	許可番号
焙煎大豆茶	キッコーマンソイフーズ株式会社	H28.1.21	H28.4.28	規格基準型	1636
香る ほっ茶	静岡県経済農業協同組合連合会	H28.8.22	H28.12.14	規格基準型	1687